

一般廃棄物処理基本計画 改定に係る課題と方向性 (中間報告)

- 1 はじめに
- 2 現行計画の概要及び進捗状況
- 3 次期計画の主要課題
- 4 主要課題の検討状況
- 5 おわりに
- 6 参考資料



板橋かたつむり運動のごみ減量キャラクター
りんりんちゃんのお友達の「かたつむりん」

平成 23 年 11 月
板橋区資源環境審議会

1 はじめに

板橋区は、平成 18 年 3 月に人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現することを基本理念として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」（以下、「現行計画」という。）を策定し、本計画に基づきさまざまなごみの発生抑制や減量化に向けた施策を実施してきました。

現行計画の策定以降、平成 20 年 3 月には国の循環型社会形成推進基本計画が策定され、新たなごみの削減目標が設定されたほか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）についても、根本的な取り扱いの見直しが始まりました。

このように、廃棄物行政を取り巻く状況が変化していることから、区においても廃棄物の減量の施策として、再生利用はもちろんのこと、発生抑制及び再利用についても、積極的に対応することが求められています。

また、平成 23 年度は現行計画を策定してから 6 年を経過すること等を踏まえ、進捗状況を検証・評価して廃棄物施策の再構築と強化を図る必要があるため、計画の改定を行うことといたしました。改定に際して、板橋区は平成 23 年 3 月に「板橋区資源環境審議会」に、「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）の改定について」諮問し、審議会ではこれを受けて清掃・リサイクル部会を中心に検討を行ってまいりました。

今回の中間報告は、審議の途中経過の報告であるとともに、循環型都市「エコポリス板橋」の実現に向けて、さらなる一歩を踏み出すために課題を整理し、必要な施策の方向性について取りまとめ、今後の板橋区の基本的な考え方について提言するものです。

2 現行計画の概要及び進捗状況

現行計画は、平成 17 年度に策定され、計画期間は 18 年度から 27 年度までの 10 年間となっています。計画全体の基本理念は、「人と環境が共生する循環型都市『エコポリス板橋』を実現する」であり、2 つの達成目標と 6 つの基本方針が掲げられています。

また、基本理念の達成に向けた 7 つの計画体系は図 1 のとおりです。

【基本理念】

人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現する

【2 つの達成目標】

達成目標 1：循環型経済社会の実現を目指す

達成目標 2：循環型廃棄物処理システムの構築を図る

【6 つの基本方針】

基本方針 1：発生抑制と再利用を徹底する仕組みづくり

基本方針 2：パートナーシップで実現する循環型経済社会

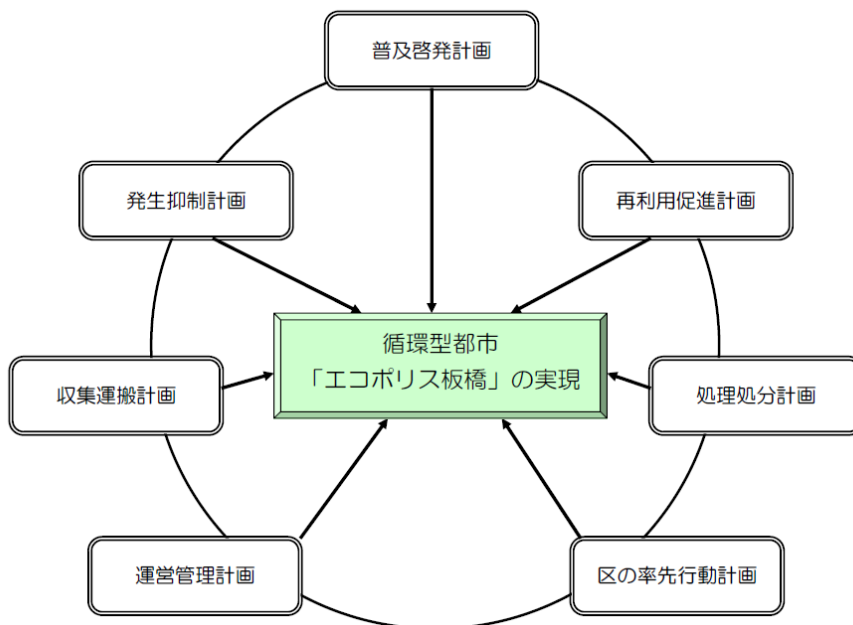
基本方針 3：環境負荷の少ない処理の推進

基本方針 4：環境マネジメントシステムによる管理

基本方針 5：効率的な事業運営の推進

基本方針 6：排出者による適正な費用負担

図1 現行計画の7つの計画体系



(1) 数値目標の達成状況

数値目標は、表2のとおり平成16年度比でごみ・資源の総排出量を2%削減、ごみ量を10%削減すること、及びリサイクル率25%を達成することを掲げています。

表2 現行計画における数値目標

項目	平成27年度目標	備考		
		H16	H27	差引
総排出量の削減率 (平成16年度比)	2% (区民一人あたり1日29gの減量が必要)	一人1日排出量 1,037g	→ 1,008g	△29g
ごみ減量率 (平成16年度比)	10% (区民一人あたり1日91gの減量が必要)	一人1日排出量 857g	→ 766g	△91g
リサイクル率	25%	17.9%	→ 25%	7.1 ポイント

<計算方法>

- ① 総排出量の削減率 (%)

$$(\text{平成16年度総排出量} - \text{当該年度総排出量}) \div \text{平成16年度総排出量} \times 100$$

- ② ごみ減量率 (%)

$$(\text{平成16年度ごみ量} - \text{当該年度ごみ量}) \div \text{平成16年度ごみ量} \times 100$$

- ③ リサイクル率 (%)

$$\text{資源量} \div \text{総排出量} \times 100$$

※サーマルリサイクルは、リサイクル率の算定に際しては資源量に含めません。

平成 21 年度までの実績は表 3 のとおり、総排出量は 17 年度以降は年々減少しており、21 年度段階で既に目標の 2% を上回る約 8% の削減率となっています。これは区民や事業者等のごみ減量意識の向上とともに、景気低迷による企業活動の停滞等も影響していると考えられます。以上のことから、総排出量については既に目標に到達しているため、今後新たな目標を設定していきます。

ごみ減量率は未だ目標に達していませんが、現状の削減傾向が続けば、平成 27 年度には目標を達成すると考えられます。

リサイクル率については、年々上昇しているものの、平成 16 年度から 21 年度の間の上昇が 0.9 ポイントということを見ると、このままでは目標達成が困難な状況です。

表 3 現行計画における数値目標の達成状況

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成27年度 目標
総排出量 (総排出量削減率 16年度比)	197,672	198,909 (-0.6%)	197,321 (0.2%)	191,846 (2.9%)	186,355 (5.7%)	182,036 (7.9%)	2%
ごみ量 (ごみ減量率 16年度比)	163,475	164,618 (-0.7%)	162,069 (0.9%)	156,123 (4.5%)	153,257 (6.3%)	148,618 (9.1%)	10%
リサイクル率	17.9%	17.7%	18.5%	19.1%	17.9%	18.8%	25%

単位:トン

(2) 主要課題の進捗状況

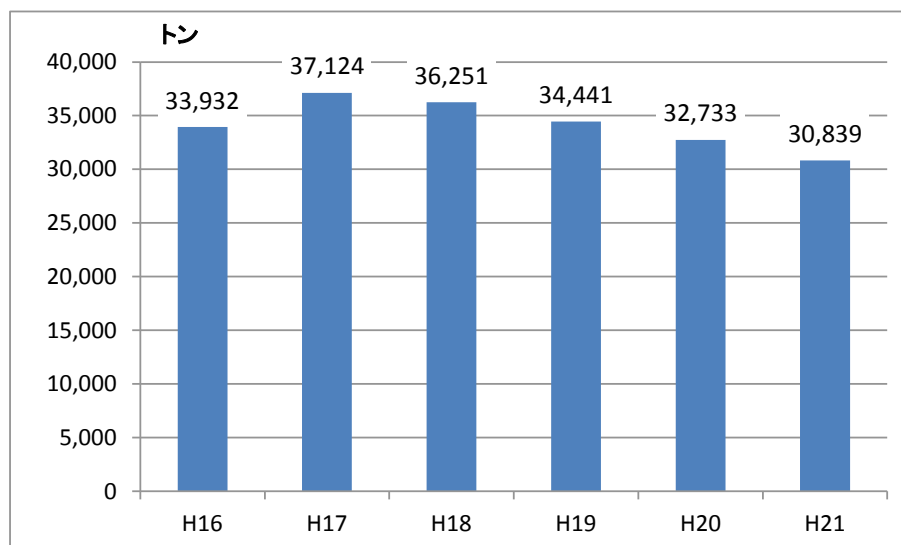
現行計画では、「事業系ごみの抑制」・「家庭ごみの有料化」・「廃プラスチックの取り扱い」の 3 点を、主要課題として方向性をまとめています。各主要課題の進捗状況は、以下のとおりです。

① 事業系ごみの抑制

事業系の持込ごみ量は、平成 17 年度以降は順調に減少しています(図 4)。これは近年の景気停滞や区内事業所数の減少もありますが、主要課題に対する取り組みの成果が表れていると評価できます。

また、平成 22 年度に実施した事業者へのアンケート調査や、ごみ排出実態調査における組成分析調査等では、より一層の減量・資源化の余地が残されていると考えられ、引き続き効果的な減量・資源化施策を検討していくことが望ましいと考えられます。

図 4 事業系持込ごみ量の推移



② 家庭ごみの有料化

家庭ごみの有料化については、平成 22 年度に実施した区民へのアンケート調査等で、意見把握等を進めています。しかし、有料化する前にリサイクル可能なものは全てリサイクルする等、まだ検討すべき課題が多く残されていると考えられます。

③ 廃プラスチックの取り扱い

廃プラスチックの削減に向け、平成 19 年度からペットボトルの集積所回収やトレイ・ボトルの拠点回収を開始し、20 年度からはその他の資源化されないプラスチックのサーマルリサイクルを本格実施しました。

現行計画の数値目標のうちごみ減量率及びリサイクル率は、プラスチック製容器包装全体の分別収集開始を見込んだもので、実施する場合には新たな経費負担を伴うとともに、処理施設（選別・保管施設）の確保等に大きな課題が残ります。

一方、ごみ減量率及びリサイクル率の目標は、現行の分別区分の下でも、より一層分別を徹底することで目標を達成できる可能性もあります。

<プラスチック製容器包装の例>

- ・フィルム類（食品の袋、レジ袋、ラップ類等）
- ・トレイ類（白色・着色の発泡トレイ、弁当容器等）
- ・ボトル類（洗剤や調味料等のボトル ※ペットボトルを除く）
- ・カップ・パック類（カップラーメンの容器、卵パック等）
- ・その他の容器包装プラスチック（軟質のチューブ、ネット等）

3 次期計画の主要課題

現行計画で掲げた3つの主要課題のうち、「家庭ごみの有料化」及び「廃プラスチックの取り扱い」については、課題が多く残されていることから引き続き検討が必要です。「事業系ごみの抑制」については、事業系の持込ごみ量が減少傾向にあり一定の成果が表れていますが、「新たなごみ減量施策の検討・推進」の一環としてさらなる対策を追求していくべきです。

また、図1の現行計画における7つの計画に基づきさまざまな施策（事業）が実施されていますが、まだ以下のような課題があるため、「新たなごみ減量施策の検討・推進」の一環として対策を講じていくべきです。これらの取り組みは、区民・事業者・行政の連携が必要不可欠であり、普及啓発や運営管理等の観点からも引き続き改善点を考察していく必要があります。

【「新たなごみ減量施策の検討・推進」の一環として対策を講じていくべき課題】

- ・レジ袋対策等の販売店・消費者と連携した取り組み
- ・生ごみの減量・資源化
- ・雑がみ等の資源化可能物の分別徹底

以上の点を整理すると、次期計画における主要課題は下記のとおりになります。

【主要課題】

(1) 廃プラスチックの取り扱い

現在、可燃ごみとして収集している廃プラスチックの取り扱い（資源化する品目、資源化スキーム等）について検討する。

(2) 家庭ごみ有料化に向けた取り組み

ごみ減量効果及び近隣区等の状況を踏まえ、慎重に検討を進める。

(3) 新たなごみ減量施策の検討・推進

新たなごみ減量施策の検討を行うとともに、ごみ減量に向けた取り組みを強化する。

4 主要課題の検討状況

(1) 廃プラスチックの取り扱い

① 現状整理

ア 廃プラスチックリサイクルの現状

現行計画では、廃プラスチックについて「可能な限りリサイクルを行い、リサイクルが困難なものについては、適正な処理を進める。」ことを基本方針にしています。しかし、実際にはプラスチック容器包装の分別収集には新たな経費がかかることや、区内では選別・保管場所の確保が非常に難しいことから、ペットボトルのように比較的分別が容易なものを皮切りに順次対象物を増やしていくことにしています。

これを受け、板橋区では平成19年度から容器包装リサイクル法の対象であるペットボトルの集積所回収や、トレイ・ボトルの拠点回収を開始し、20年度からはその他の資源化されないプラスチックのサーマルリサイクルを本格実施しましたが、一方でCO₂の増加といった課題が生じています。平成22年度実績では、ペットボトルが2,128トン、トレイが8トン、ボトルが11トン回収されています。

イ プラスチック製容器包装をめぐる他区の状況

他区の状況を見ると、平成20年度のサーマルリサイクル本格実施に伴い、半分程度の区がプラスチック製容器包装全般の集積所収集を実施しています（表5）。

なお、板橋区の収集方法は集積所収集・拠点回収・集団回収がありますが、今回の検討に際しては、区民にとって利便性が高く、資源回収量が多く見込まれる集積所収集を前提にしました。

<各収集方法の説明>

a 集積所収集

区内全域にある集積所に、区民や事業者が出した可燃ごみ・不燃ごみ・資源を、行政が収集する。

b 拠点回収

地域センターや保育園等の公共施設に、トレイやボトル等の資源を回収するためのボックスを設置し、区民が資源を排出する。なお、スーパーマーケット等での店頭回収も含まれる。

c 集団回収

区民が自主的に団体を作り、収集の日時や場所を決めて、定期的に古紙（新聞・雑誌・ダンボール）等の資源を収集して、回収業者に引き渡す。

●板橋区の収集方法・対象

収集方法	行政回収			集団回収
	集積所収集	拠点回収	区内6箇所	
収集対象	可燃ごみ 不燃ごみ びん・かん ペットボトル 古紙	トレイ ボトル 乾電池 紙パック	古布 廃食用油	古紙 古布 他
設置箇所数 (平成22年度末現在)	約19,000箇所	合計786箇所	6箇所	882団体

表5 23区におけるプラスチック製容器包装の分別収集状況（平成23年4月現在）

区名	有無	分別対象	収集方法	備考
千代田区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
中央区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
港区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	製品プラスチックを含む
新宿区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
文京区	△	白色トレイ	拠点回収	分別対象品目以外は可燃ごみで収集
台東区	○	食品発泡トレイ・カップ	週1回 集積所収集	分別対象品目以外は可燃ごみで収集
墨田区	○	発泡スチロール製食品トレイ	週1回 集積所収集	分別対象品目以外は可燃ごみで収集
江東区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
品川区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
目黒区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
大田区	○	発泡スチロール製食品トレイ	週1回 集積所収集	分別対象品目以外は可燃ごみで収集
世田谷区	×			可燃ごみで収集
渋谷区	×			可燃ごみで収集
中野区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
杉並区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
豊島区	○	トレイ、ボトル容器	週1回 集積所収集	
北区	△	発泡トレイ	拠点回収	分別対象品目以外は可燃ごみで収集
荒川区	△	白色の発泡スチロール製食品用トレイ	週1回 集団回収	分別対象品目以外は可燃ごみで収集
板橋区	△	食品用トレイ、ボトル容器	拠点回収	分別対象品目以外は可燃ごみで収集
練馬区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
足立区	×			可燃ごみで収集
葛飾区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	
江戸川区	○	プラスチック製容器包装全般	週1回 集積所収集	

○：集積所収集を実施 △：拠点回収または集団回収を実施 ×：未実施

※ペットボトルは全ての区が集積所で回収しているため対象にしていない。

ウ ごみの中に含まれるプラスチック類の現状

板橋区の可燃ごみ、不燃ごみの組成分析調査結果によると、可燃ごみには約 16.2% (約 17,500 トン)、不燃ごみには約 7.3% (約 330 トン) のプラスチック類が含まれています。可燃ごみ及び不燃ごみ中には、合計で約 17,830 トンのプラスチック類がごみとして処分されており、そのうち容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック製容器包装は、合計で 13,900 トン程度と推定されます。

図 6 可燃ごみ中のプラスチック製容器包装の割合

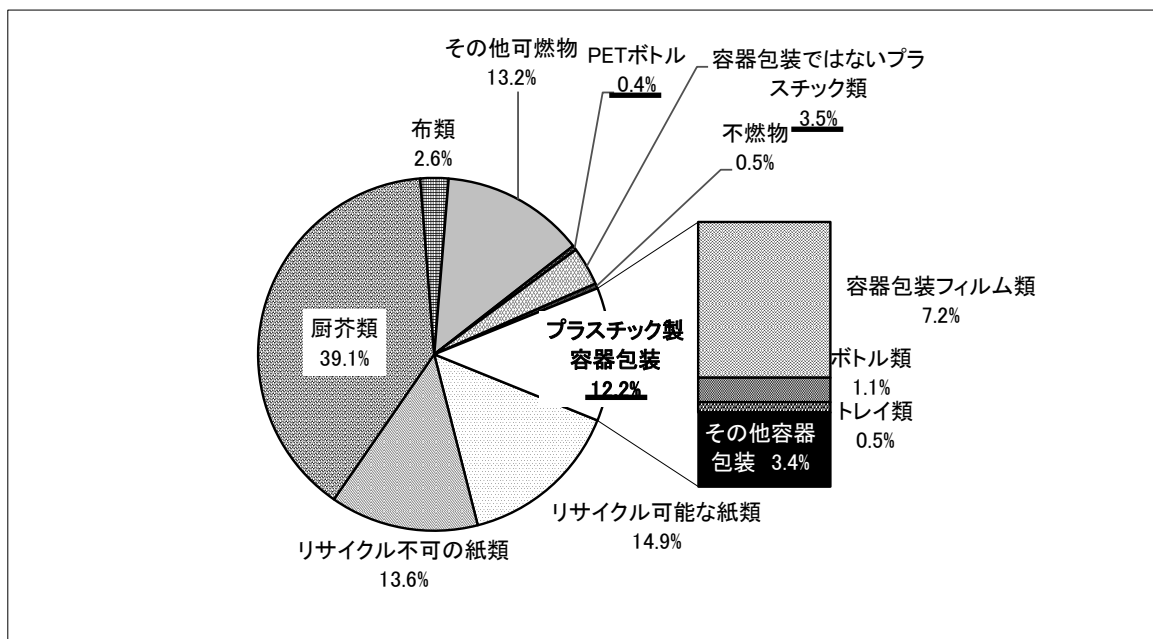
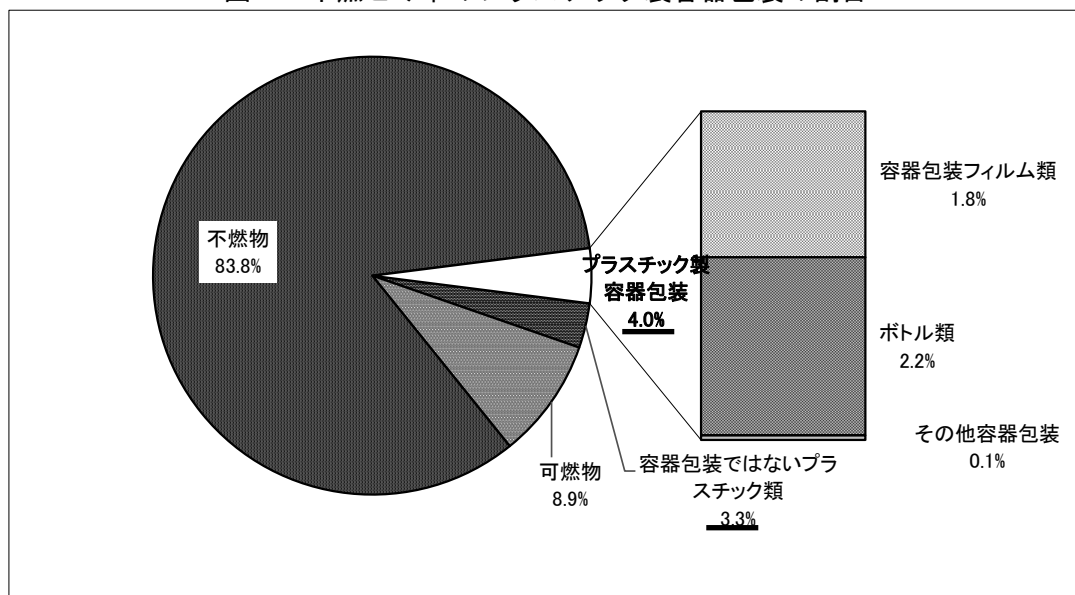


図 7 不燃ごみ中のプラスチック製容器包装の割合



② 論点

上記の現状を踏まえ、今後の廃プラスチック類の取り扱いに関して、2つの実現可能な方策を挙げて検討を行いました。

また、各ケースの比較に際しては、6つの比較検討項目を設定しました。

ア 2つの実現可能な方策

a ケース1 全面分別：プラスチック製容器包装全体を分別収集する

現行計画におけるリサイクル率目標の達成が困難なことに鑑み、ごみの中に約13,900トン含まれるフィルム類等のプラスチック製容器包装全体を、分別収集対象とすべきかどうかを検討しました。

b ケース2 分別品目拡大：プラスチック製容器包装の分別品目を拡大する

現状、トレイ・ボトルの拠点回収量は少なく、多くは可燃ごみとして焼却処理されています。そこで、比較的分かりやすいプラスチック製容器包装であるトレイ・ボトル類を、拠点回収から集積所収集に切り替えることを検討しました。

イ 6つの比較検討項目

a ごみの減量効果

各ケースのごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）の減量効果について、ごみ排出実態調査のデータ等から考察しました。

b 環境負荷の減少効果

各ケースの温室効果ガス排出量等の環境負荷の減少効果について、シミュレーションして考察しました。

c 区民にとっての分かりやすさ、協力度合い

各ケースが区民にとって、分別の仕方等が分かりやすく協力しやすいかを考察しました。

d 費用

各ケースにおいて、どの程度の追加的な費用（収集運搬費、選別・保管経費）が必要かを考察しました。

e 施設や収集体制の確保容易性

各ケースにおける収集体制の組み替え、選別・保管施設の確保は容易かを考察しました。

f 板橋区の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の理念から見た妥当性

板橋区における区民・事業者・行政それぞれの責任や役割分担のあり方、再商品化手法のあり方等の理念を踏まえて、各ケースの妥当性を考察しました。

各ケースの比較検討結果は、表 8 のとおりです。

表 8 各ケースの比較検討結果

比較検討項目	全面分別 (ケース 1)	分別品目拡大 (ケース 2)
a ごみの減量効果	◎ 21 年度比ごみ減量率 10.2% (16 年度比 18.4%) リサイクル率 27.2% と大幅な上昇	○ 21 年度比ごみ減量率 1.1% (16 年度比 10.1%) リサイクル率 19.7% と小幅な上昇
b 環境負荷の減少効果 (※1)	◎ 年間約 3 万 1 千トンの CO ₂ 排出量削減効果	○ 年間約 3,600 トンの CO ₂ 排出量削減効果
c 区民にとって分別 の仕方等の分かりやす さ、協力度合い	△ ・分別方法、出し方の十分な 説明が必要 ・集積所の管理が必要	○ 品目を限定しているので比 較的分かりやすい
d 費用 (収集運搬費、 選別・保管経費) (※2)	△ 約 8.9 億円の追加費用が必要	○ 約 1.6 億円の追加費用が必要
e 施設や収集体制の 確保容易性	△ 処理対象量が多いため、収集 体制の編成、選別・保管施設 の委託先の確保等に課題が ある	○ ・比較的少量のため、収集 体制の編成はケース 1 より は軽微 ・選別・保管施設の委託先 の確保もケース 1 よりは容 易
f 板橋区の 3 R の理 念から見た妥当性	○ ・事業者の負担に比べ、区の 負担が重い ・容り法ルートの場合、資源 循環方法を選択できない ・排出者に対する啓発効果も 期待できる	○ ・材料リサイクルとなれば、 不純物の排除等の分別が徹 底でき、ケース 1 よりも品 質の高い資源循環になる ・サーマルリサイクルによ るエネルギー回収量が高い ・排出者に対する啓発効果 も期待できる

△：劣る ○：よい ◎：とてもよい

※1 「b 環境負荷の減少効果」の CO₂ 排出量削減効果については、①清掃工場での焼却回避による減少とともに、②収集運搬車両の追加に伴う増加、及び③清掃工場での発電量低下による代替電力補充に伴う増加により算出している。

(内訳)

全面分別 (ケース 1) : ①△36,388 + ②361 + ③4,949 = △31,078 (t-CO₂)

分別品目拡大 (ケース 2) : ①△4,049 + ②149 + ③303 = △3,597 (t-CO₂)

※2「d 費用（収集運搬費、選別・保管経費）」の追加費用については、①収集運搬車両の増加、②収集したプラスチック製容器包装の選別・保管により算出している。

（内訳）

全面分別（ケース1）：①約1.3+②約7.6＝約8.9（億円）

分別品目拡大（ケース2）：①約0.8+②約0.8＝約1.6（億円）

③ まとめ

表8のとおり、プラスチック製容器包装を全面分別収集する場合、ごみの減量効果は大幅に上昇し、リサイクル率も27.2%に達することが見込まれます。環境負荷の面でも、可燃ごみ中のプラスチック類が減少することで、年間約3万1千トンのCO₂削減効果が見込まれます。

よって、最終的にはプラスチック製容器包装を全面分別収集することが望ましいと考えますが、区民にとって分別の仕方等の分かりやすさや費用、選別保管施設・収集体制の確保が大きな課題となります。板橋区は住宅・事業所が密集しており、収集した容器包装プラスチック類を選別・保管する施設を区内に確保することが非常に難しいため、区外の民間事業者に委託することが想定され、処理量が多い場合は施設の確保も困難になります。

さらに、9億円近い追加費用が必要と見込まれます。

一方、トレイ・ボトル類の分別品目拡大を行う場合は、ごみの減量効果やリサイクル率の上昇、環境負荷の削減効果は小幅であるものの、区民にとって分別の仕方等が分かりやすいというメリットがあります。選別保管施設の確保もケース1よりは容易で、追加費用もケース1よりは少額です。

また、国の容器包装リサイクル制度の課題として、現行制度下におけるプラスチック製容器包装の再商品化は、必ずしも品質の高い再商品化が行われているとは言えず、特に材料リサイクルの場合は、約半分が残さとなって主に焼却・エネルギー回収されている現状があります。

よって、分別品目をトレイ・ボトル類に絞ることにより、品質の高いプラスチック容器のみをリサイクルの対象として、リサイクルしにくいフィルム類等は発電効率の高い清掃工場ですーマルリサイクル（エネルギー回収）する方法も合理的と考えられます。トレイ・ボトル類の分別品目拡大のみでは、リサイクル率の大幅な向上が望めない事が課題となりますが、これは後ほど(3)②でも検討するとおり、紙類等のリサイクル施策の拡充により補うことが妥当と考えられます。具体的には、リサイクル率の数値目標25%との差5.3ポイントについて、対応が求められます。

また、居住環境によっては、家庭内でトレイ・ボトル類の置き場所を確保することが困難な場合もあるので、公共施設や店舗での拠点回収のさらなる活用を推進していく等の対策が必要になります。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

まずは区民にとって分別の仕方等が比較的に分かりやすい、プラスチック製容器包装（例：トレイ・ボトル等）について現行の拠点回収を維持しつつ、集積所収集における新たな分別対象品目として追加することを目指していく。

(2) 家庭ごみ有料化に向けた取り組み

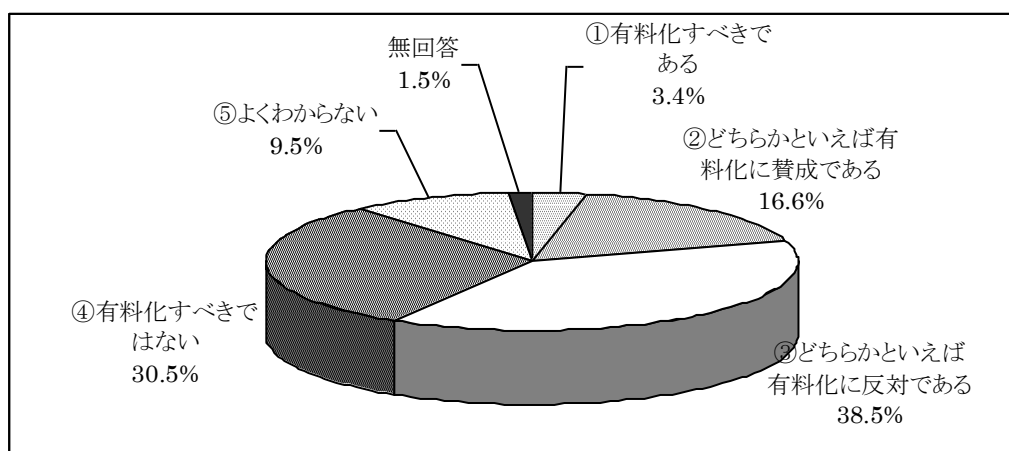
① 現状整理

ア 区民意識の状況

区民へのアンケート調査（有効回答数 788）では、「①有料化すべきである」が 3.4%、「②どちらかといえば有料化に賛成である」が 16.6%と、肯定的な意見は 20.0%となっています。

一方、「③どちらかといえば有料化に反対である」は 38.5%、「④有料化すべきではない」が 30.5%と、否定的な意見は 69.0%に上っています（図 9）。この傾向は、過去 4 回の意識調査とほとんど変わっていません。

図 9 区民の家庭ごみの有料化についての考え



イ 他区・多摩地域の状況

23 区では、中野区で平成 20 年 8 月に廃棄物減量等推進審議会が、各種発生抑制やリサイクル施策の導入とともに、家庭ごみ有料化導入の必要性を答申したといった動きがありますが、実際に有料化を導入した区はまだ無い状況です。

一方、多摩地域では有料化が進んでおり、平成 23 年 4 月現在で 30 市町村中 19 市が有料化を導入しています。多摩地域が内陸に位置しているため、今後の最終処分場の確保が困難なことが背景にあります、これは板橋区においてもいずれは直面する問題です。

② 論点

ごみ有料化は最終処分場の問題の有無にかかわらず、ごみ減量化の推進といった側面の検討は必要と考えます。そこで、ごみ有料化を導入した場合のメリット・デメリットについて以下の視点で整理しました。なお、今回は必ずしも有料化ありきという訳ではなく、多面的な検討を行いました。

ア メリットに関する整理

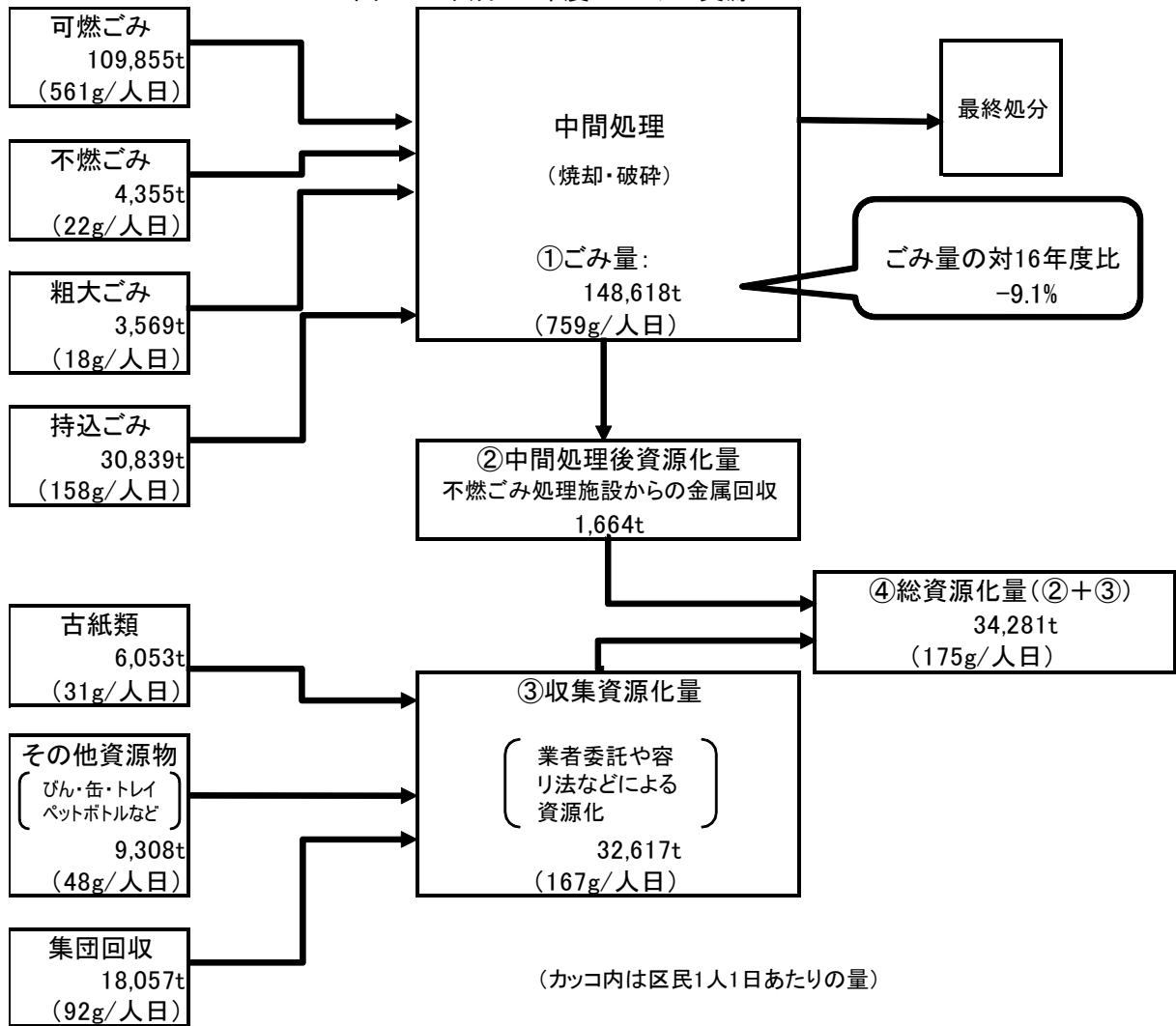
a ごみ減量効果

有料化を導入した場合、指定有料袋にごみを入れるため、生ごみを絞って小さくした

り無駄な包装は断る等、ごみの排出量そのものが抑えられる効果が考えられます。その効果を検証するため、以下の前提で試算を行いました（図 10、11）。

- ・他都市事例を参考に、可燃ごみ・不燃ごみは5%減少すると想定
- ・分別・資源化の余地がある古紙類について、発生量の8割が資源に出されると設定

図 10 平成 21 年度のごみ・資源フロー



$$\text{※リサイクル率} = \frac{\text{④総資源化量}}{\text{①ごみ量} + \text{③収集資源化量}} = \frac{34,281\text{t}}{182,036\text{t}} = 18.8\%$$

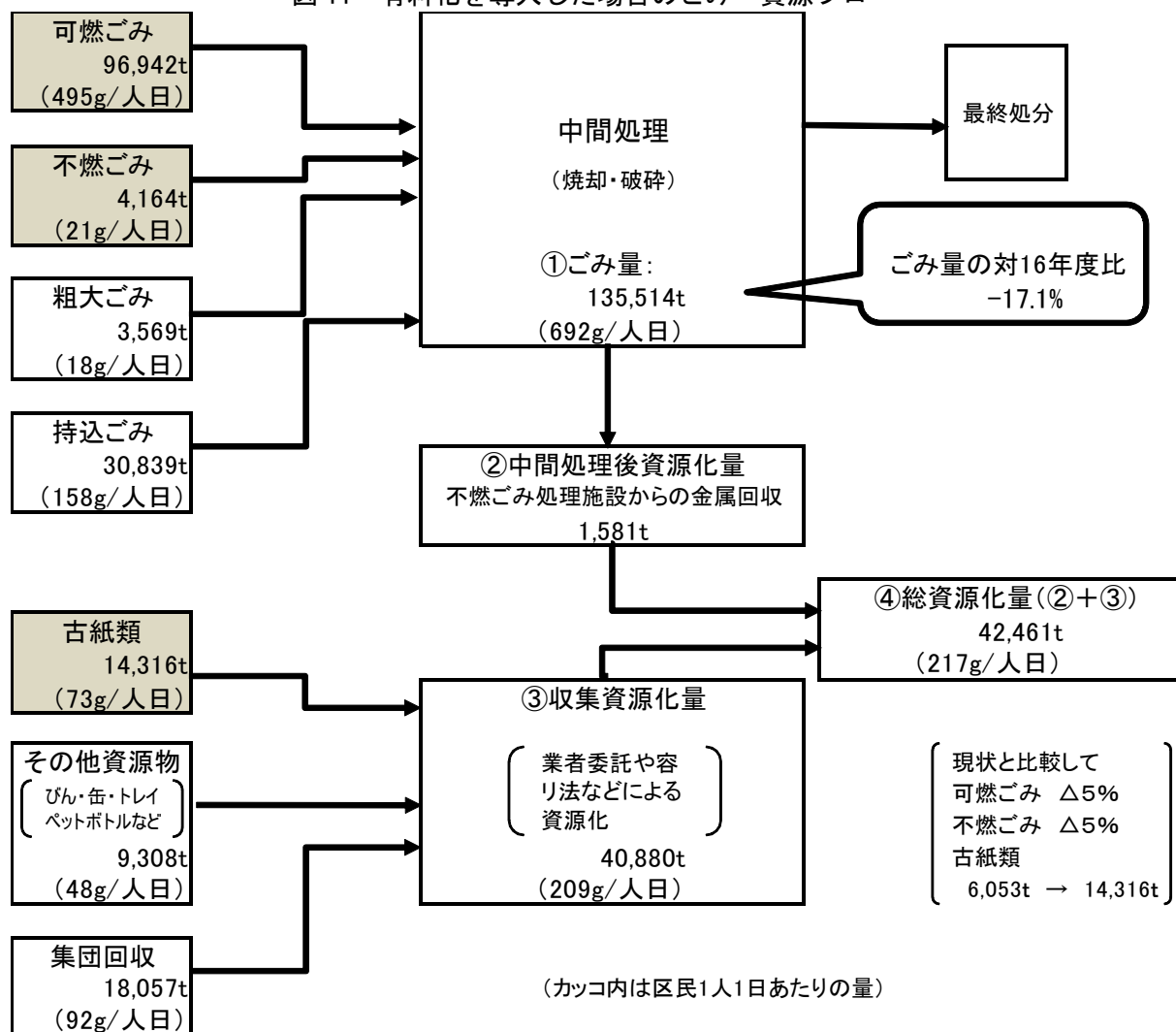
【数値について】

下記以外の項目については、区所有データを用いた。

- ・「持込ごみ」は、東京二十三区清掃一部事務組合からの提供データを用いた。
- ・「中間処理後資源化量」は、同組合からの提供データである 23 区全体の持込ごみ量や鉄分・アルミの資源化量等を用いて、按分計算することにより算定した。

また、③収集資源化量は、資源回収後に再生品として資源化された総量であり、古紙類・その他資源物・集団回収の合計である資源回収量とは一致しない。

図 11 有料化を導入した場合のごみ・資源フロー



$$\text{※リサイクル率} = \frac{\text{④総資源化量}}{\text{①ごみ量} + \text{③収集資源化量}} = \frac{42,461\text{t}}{177,196\text{t}} = 24.0\%$$

表 12 有料化導入によるごみ減量効果試算 (まとめ)

	現状(平成 21 年度)	有料化導入の場合
ごみ・資源総排出量	182,036トン	177,196トン (-2.7%)
ごみ排出量	148,618トン	135,514トン (-8.8%)
資源化量	34,281トン	42,461トン (+23.9%)
リサイクル率	18.8%	24.0% (+5.2ポイント)

b 排出者間の公平性（排出量に応じた費用負担）

有料化のメリットの一つとしてよく挙げられるのが、排出者間の公平性が担保されることです。すなわち、努力してごみを減らしている人はごみ袋代が安くなり、そうではない人はごみ袋代が高くなるので、公平性が確保できるというものです。

c 区民意識の向上

有料化の導入により、ごみを出す度に費用負担が発生するため、ごみの減量やリサイクルに対する意識が高まることも考えられます。

d その他

可燃ごみ・不燃ごみ量が減少するため焼却処理量・埋立処分量が削減され、これらに係る費用についても、長い目で見れば削減されることが考えられます。

イ デメリットに関する整理

a 不法投棄や他区への流出の増加

ごみ有料化を導入した場合、まず懸念されるのが不法投棄の増加です。有料化を導入している他都市では、不法投棄監視パトロールを強化する等して、不法投棄の増加を防いでいる事例が多く見られます。

b 排出者の負担

ごみ有料化が排出者に一定の負担を求めるものであることはもちろんですが、さらに以下のような疑問が生じた場合、負担感は一層増すのではないかと考えられます。

- ・ごみ処理を税金で賄っているのになぜさらに手数料を徴収するのか
- ・ごみはここ数年減少しているのになぜさらなるごみ減量化が必要なのか
- ・リサイクル施策の推進や事業系ごみの減量等、有料化する以前に他にすべき事があるのではないか

c レジ袋等の活用機会の喪失

ごみ有料化の特徴の一つが指定ごみ袋を用いることです。その場合、これまでごみ袋として利用できていたレジ袋が無駄になるばかりか、活用機会を失いごみになることが懸念されます。

なお、ここでレジ袋を例に挙げた理由は、私達の生活の身近にありイメージを掴みやすいからです。

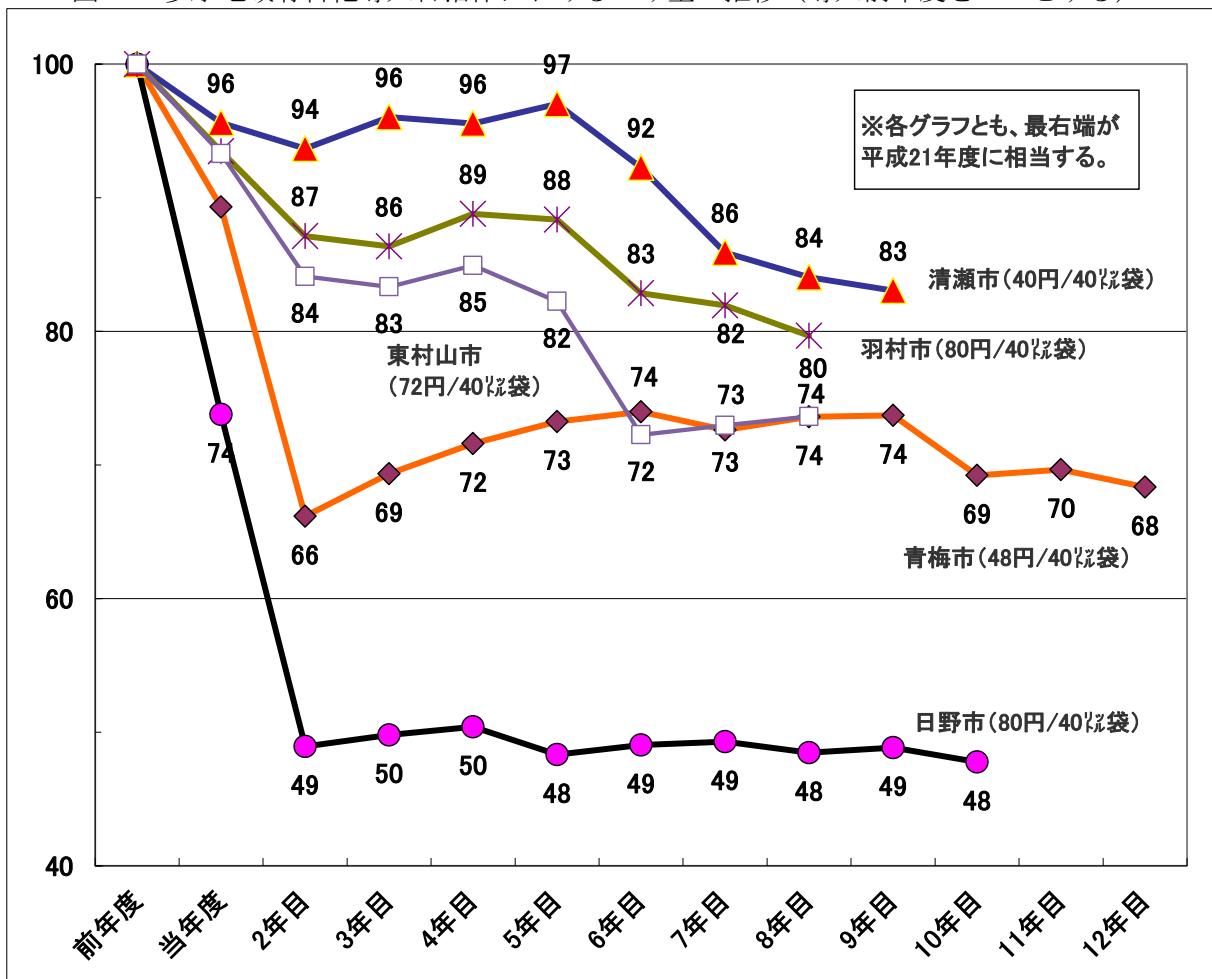
d その他

区の事務量の増大や、一度減量したごみ量の下げ止まりや、下げ止まり後の増加が考えられます。ここでは、多摩地域で有料化を導入している自治体のごみ量事例を示します（図 13）。

有料化を導入してごみ量が減少した後も現状維持している日野市は、導入前に大規模

な広報・説明会を実施し、導入後もごみ減量等についての市民運動が盛んに行われていることから、その成果が表れていると考えられます。

図 13 多摩地域有料化導入自治体におけるごみ量の推移（導入前年度を100とする）



以上の結果をまとめると、表 14 のとおりになります。

表 14 ごみ有料化のメリット・デメリット・留意事項の整理

	内 容	留意点
メ リ ッ ト	a ごみ減量効果 ごみ総排出量 2.7%削減、リサイクル率 5.2 ポイントアップの 24.0%等の効果が見込まれる	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化を導入しなくても、分別徹底や容リプラ分別収集等の新たなリサイクル施策の導入で、同様の効果が得られるのではない ・有料化を導入する場合、容リプラの分別収集を全面的に実施するべきではないか
	b 排出者間の公平性 ごみを多く出す人と、少なく出す人で公平性が担保される	社会的弱者等への配慮が必要になる
	c 区民意識の向上 ・意識向上により、ライフスタイルの変化に繋がる ・ごみ処理に税金がかかるという意識が向上する	経済的負担ではなく、啓発事業や環境教育の充実に力を入れるべきではないか
	d その他 ごみ減量を目的に有料化するので、その手数料収入により、さらなるごみ減量施策等を実施できる	手数料収入に頼らず、行財政改革で同様の効果が得られるのではないか
デ メ リ ッ ト	a 不法投棄及び越境ごみの増加 不法投棄や他区への流出等不適正排出が増加する	<ul style="list-style-type: none"> ・区民周知の徹底、ふれあい指導や不法投棄監視パトロールの強化等、多種・広範囲の対策を行う必要があるのではない ・他区も有料化しなければ流出は防げないのではない
	b 排出者の負担 手数料徴収により区民に負担が生じる	ここ数年ごみ量が減少している中、区民の理解・協力を得るには、相当のごみ減量・リサイクル努力が区にも求められるのではない
	c レジ袋等の活用機会の喪失 指定ごみ袋の導入により、レジ袋がごみになる	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋導入による新たなごみ量の増加は少ないと想定される ・レジ袋が余る傾向にあるのは確かなので、別途対策を検討する必要がある
	d その他 ・区の事務負担が増大する ・ごみ量の下げ止まりや、下げ止まり後の増加が懸念される	ごみ量の下げ止まり等は区の取り組み次第で防げるのではない

③ まとめ

ごみ有料化の主なメリットとして、一定のごみ減量効果が見込まれることや、区民意識の向上等が挙げられます。

ただし、ごみ減量方策については、分別徹底指導や新たなリサイクル施策の導入で同様の効果が考えられます。

また、区民感情の上ではプラスチック製容器包装の全面的な分別収集を導入しなければ同意が得られないのではないか、という点が留意すべき点となります。

これはそのままデメリットである排出者の負担にも繋がっており、ここ数年ごみ量が減少している中、区民にごみ有料化に同意してもらうには、相当のごみ減量・リサイクル努力が区にも求められるのではないかと考えられます。

さらに、不法投棄や他区へのごみ流出についても、他区との協調がなければ完全な防止は困難で、板橋区単独でごみ有料化を実施することは容易ではありません。

なお、ごみ有料化に伴い指定ごみ袋となる点についても、その分レジ袋を減量する取り組みが必要との議論がなされたものの、それでもかなりのレジ袋が無駄になってしまうのではないかと強い指摘がありました。

現行計画では、ごみ有料化を今後導入を検討すべき施策として掲げていますが、今回は有料化ありきではなく、多面的な検討を行いました。

その結果として、まずは多様なリサイクル施策の拡大・推進、区民・事業者等への普及啓発を十分に行っていくことを優先して、ごみ有料化は計画の数値目標の達成が困難な場合等に、取り組みの是非を判断するごみ減量についての最終手段と考えます。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

家庭ごみ有料化はごみ減量に関する施策を全て行った上で、なお計画の数値目標の達成が困難な場合等に、ごみ減量を目的として取り組みの是非について判断する最終手段と捉え、今後も引き続き検討を行っていく。

(3) 新たなごみ減量施策の検討・推進

新たなごみ減量施策について検討を行うにあたり、以下の項目を主要な検討項目としました。

ア 品目別のごみ減量・リサイクル施策

品目別に見ると、組成分析調査でも明らかのように、生ごみ・紙類・プラスチック類がごみの多くを占めています。廃プラスチック類については別途検討していますので、生ごみ・紙類の減量・リサイクル施策を中心に検討しました。

イ 主体別ごみ減量・リサイクル施策

製造から流通・販売・消費・排出に至る流れの中で、ごみ減量を進めるためには各段階における主体が積極的に取り組むことに加え、区民や事業者等の主体間の連携が必要です。この点を踏まえて、主体別にごみ減量・リサイクル施策について検討しました。

- a 販売店と連携した取り組み
- b 地域単位・居住単位の取り組み

- c 事業系ごみ対策
- d その他（リサイクルプラザを拠点とした取り組み）

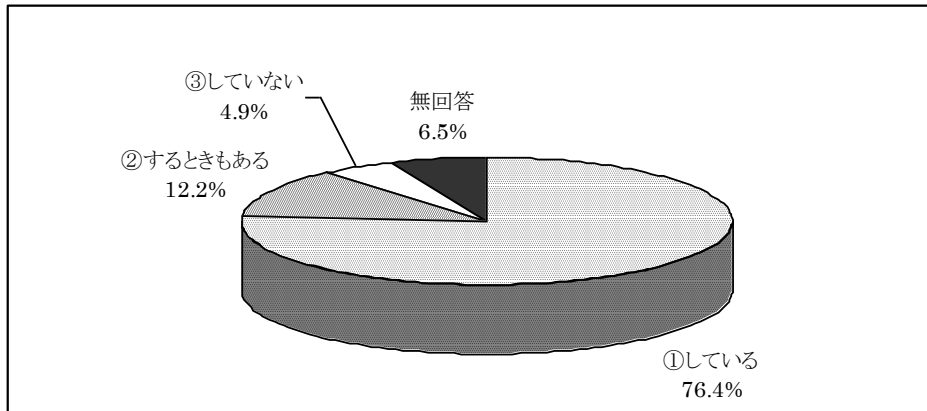
① 生ごみ減量・リサイクル施策

ア 現状整理

a 生ごみの水切り

生ごみ（厨芥類）は、板橋区で排出される可燃ごみの約4割を占める最も多い品目で、生ごみの約8割は水分といわれています。区民へのアンケート調査では、生ごみの水切りは76.4%が「①している」と回答しており（図15）、87.1%が可燃ごみに生ごみを排出しています（図16）。

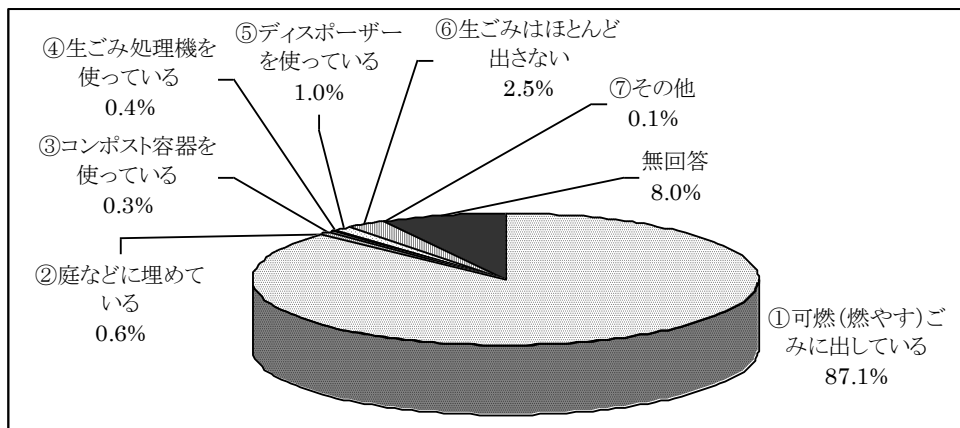
図15 生ごみ水切りの実施状況



b 家庭内での生ごみリサイクルの現状

家庭内のできる生ごみリサイクルの代表的な手法は、コンポスト容器や生ごみ処理機の利用です。図16のとおり、区民へのアンケート調査では生ごみの家庭内処理（庭に埋める、コンポスト容器・生ごみ処理機の使用）を行っているとの回答は1.3%程度です。

図16 家庭での生ごみ処理状況



イ 論点

全国的には生ごみの減量・資源化のために、さまざまな施策が試みられています。その概要と板橋区への適用可能性について、表17にまとめました。

家庭内でもできる生ごみ減量・資源化を推進していくため、普及啓発やリサイクル方法

について引き続き検討する必要があります。

また、地域単位・コミュニティ単位で生ごみを減量・資源化する取り組みは、区全体の生ごみ排出量からすると大きな減量効果を望めませんが、区民意識の向上に繋がる等の波及効果もあるため検討が必要です。

一方、生ごみを大規模に分別収集して資源化（堆肥化や炭化・飼料化等）するシステムの構築は、大規模な処理施設や地域の畜産業・農林業との連携が必要であり、導入は非常に難しい状況です。

また、昨今は再生エネルギー利用の観点から、生ごみ等の有機性資源のバイオガス化利用技術の開発も盛んに行われています。

ただし、清掃工場が既に効率の良いごみ発電を行っているので、新たな施設を設置して生ごみを別途ガス化して発電を行う場合は、それ以上の発電効率が求められます。

上記の現状を踏まえ、生ごみの減量・資源化については、家庭内及び地域・コミュニティ単位の取り組みを中心に検討を行いました。

表 17 さまざまな生ごみ減量・リサイクル施策

施 策		概 要	本区での 適用可能性
り 家 組 庭 み 内 促 取 進 の 取	水切り励行	普及啓発等で生ごみの水切り励行を促進	○
	コンポスト容器・処理機の普及	コンポスト容器や生ごみ処理機購入への助成	○
	その他普及啓発	普及啓発等で食べ残しの削減やエコ・クッキング等を促進	○
み 地 域 ・ コ ミ ュ ニ テ ィ 単 位 で の 取 り 組	家庭内堆肥化と区民農園等の連携	生ごみ堆肥化と、区民農園や緑の育成事業を連携	○
	生ごみサポーター制度	生ごみ処理に関する区民サポーターの育成や、問い合わせの受付窓口の設置等	○
	生ごみ集団回収	意欲のある世帯・グループを対象に、生ごみを回収してリサイクル	○
	学校教育等との連携	学校教育、食育の一環として生ごみの循環利用を促進	○
	公共施設へのコンポスト装置設置	地域センター等にコンポスト容器を設置し、地域グループで共同管理することでリサイクルを推進	○
	集合住宅へのコンポスト装置設置	集合住宅の建物単位に大型の生ごみ処理機を設置し、住民管理で処理	△
利 大 用 量	・大規模処理施設 ・堆肥化・炭化・飼料化等	①生ごみの分別収集を実施 ②地域の畜産業や農林業と一体となって再生利用	×
エ ネ ル ギ ー 回 収	・焼却施設へのバイオガス化施設併設 ・民間バイオガス化施設利用	①生ごみの分別収集を実施 ②ごみ焼却施設にバイオガス化施設を併設し、メタンガス化して高効率のエネルギー回収を実施 または、分別収集した生ごみを民間のバイオガス化施設に委託処理し、エネルギー化	×

○：高い △：要検討 ×：低い

ウ まとめ

a 家庭内での水切り励行等の促進

生ごみの水切りや、調理の工夫、食べ残しの削減等は、区民一人ひとりの心がけに負うところでもあり、なかなか目に見える効果を得るのは難しいところです。しかしながら、一人ひとりのほんの少しの取り組みが、区全体のごみ減量に大きく貢献する可能性もあり、今後とも多種多様な普及啓発方策を検討・推進していくことが必要です。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

多種多様な普及啓発活動により、生ごみの水切り行動を推進していく。

b コンポスト容器等による家庭内処理の促進

現在、コンポスト容器や生ごみ処理機の購入補助件数も頭打ち傾向にあり、その要因は戸建住宅が少ないという地域特性に加え、区民が取り組みを継続していく上での情報や支援が不足していることが考えられます。また、生ごみを堆肥化した後の利用について、区として十分な対応が図られていません。したがって、情報提供や活動支援、堆肥の利用についての支援といったソフト面での施策の検討が必要です。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

コンポスト容器や生ごみ処理機の購入助成制度に加えて、情報提供や活動支援、行政の公園管理部門や児童・教育施設管理部門との連携を図っていく等、ソフト面の対策を推進していく。

c 地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求

地域・コミュニティ単位や学校等と連携して生ごみの小さな循環を作っていく取り組みとして、区では公共施設にコンポスト容器を設置してリサイクル推進員を主体とした団体が利用する「地域コンポスト事業」を実施しています。このような取り組みをさらに推進していくため、短期的・中長期的にどのような取り組みの可能性があるか検討が必要です。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

学校との連携、区民農園との連携等、区内での小さな循環づくりの可能性を追求していく。また、その際には生ごみをリサイクルした成果物が、有効利用されることについても留意する。

② 紙類減量・リサイクル施策

ア 現状整理

組成分析からみる紙類の排出実態

可燃ごみ中の「リサイクル可能な紙類」は約 15%であり（図 18）、平成 21 年度の可燃ごみ量 109,855 トン中に 16,371 トンの古紙類が含まれている計算になります。また、不燃ごみ中にも 76 トンの古紙類が含まれています。図 18 の組成分析調査をさらに詳細に見ると、リサイクル可能な紙類の中で最も多いのが、紙箱・紙袋といった紙製容器包装類で 5.1%を占めています。次いで多いのが新聞・チラシ類で 3.0%、書籍やリーフレット・封筒類といった「その他雑がみ」が 2.6%等となっています。なお、可燃ごみ中のリサイクル可能な紙類 14.9%のうち、「雑がみ」が 8.5%と 6 割近くを占めています（紙製容器包装類 5.1%+OA用紙 0.8%+その他雑がみ 2.6%）。

また、同年の古紙の集積所回収量は 6,053 トン、集団回収・拠点回収量は 18,038 トンであり、排出される古紙類全てを合計すると 40,538 トンになります。

したがって、古紙排出量の約 4 割がごみに排出されている計算になります。仮に分別が徹底され、古紙類発生量の 8 割は資源に排出されると仮定すると、可燃ごみ中の古紙類は 8,184 トンとほぼ半減し、リサイクル率は 5 ポイント程度上昇すると考えられます（図 19）。

図 18 可燃ごみ中の「リサイクル可能な紙類」の内訳

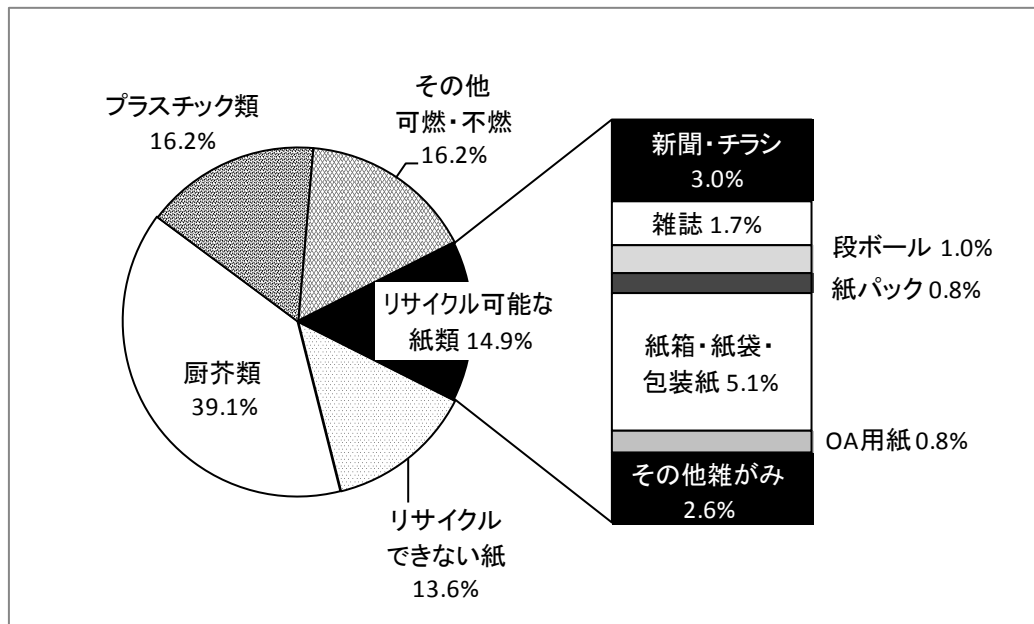
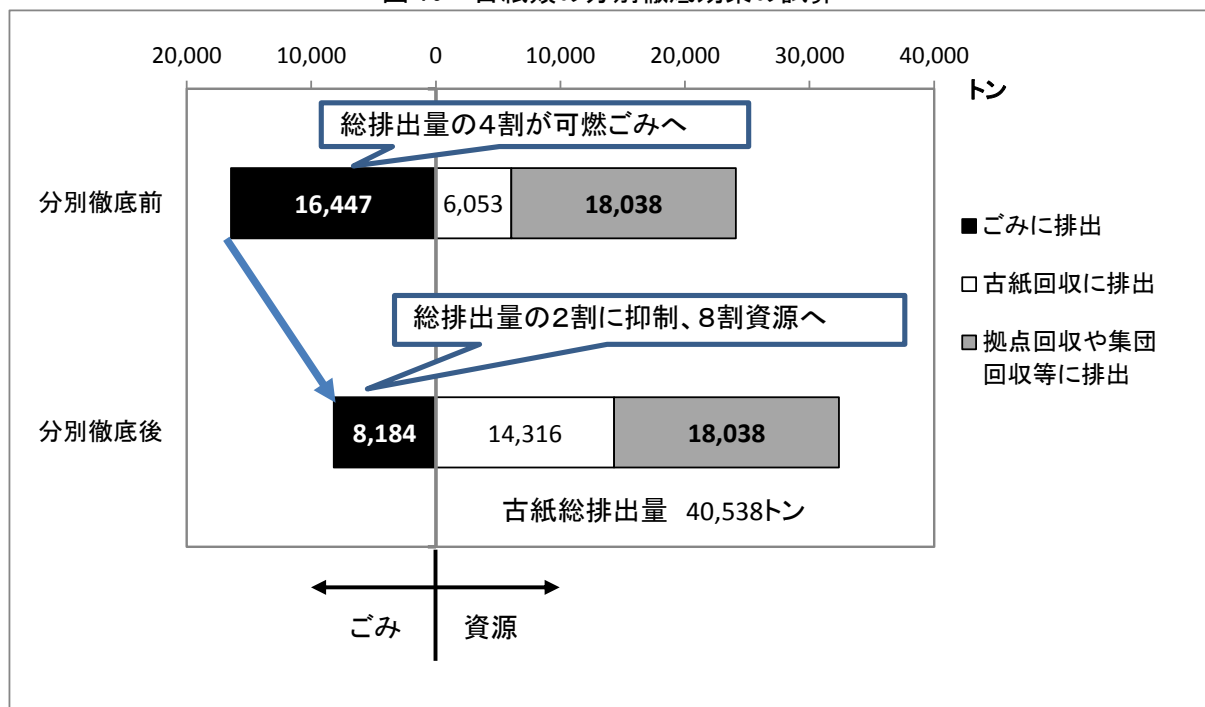


図 19 古紙類の分別徹底効果の試算



イ 論点

上記の現状を踏まえ、紙類のリサイクルを推進するためには、可燃ごみに含まれる資源化可能な「雑がみ」の分別が大きなポイントになります。そこで、分別促進のための方策として、以下の3点について検討を行いました。

- a 雑がみ類の排出方法の検討
- b 分別指導、普及啓発の徹底
- c 集団回収等、多様な回収方法とのバランスの考慮

ウ まとめ

a 雑がみ類の排出方法の検討

現在板橋区では、古紙の基本的な種類を「新聞（折込チラシを含む）」・「雑誌（本・ボール紙含む）」・「段ボール」の3つとして、種類別にたたんでひもでしばって排出する方法を採っています。この方法では、紙箱やコピー用紙・ハガキといった雑がみのうち、小さいものはしばりにくいため、可燃ごみに排出される可能性が高いと考えられます。そのため、小さいものについては、紙袋にまとめて排出するというような工夫が必要になります。

また、雑がみ類は個人情報の掲載も多いことから、排出にあたって区民自身の個人情報の管理に対する周知も重要です。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

現在資源として回収している古紙の種類に新たに雑がみを追加し、区民に分かりやすく取り組みやすい分別排出方法を模索した上で周知していく。

b 分別指導、普及啓発の徹底

現在板橋区では、「資源とごみの分け方・出し方」チラシや「資源回収・ごみ収集曜日表」といった紙媒体による普及啓発、ごみ収集職員が収集作業時に排出指導を行う「ふれあい指導」、リサイクル推進員制度、出前講座等の環境学習といった普及啓発、分別徹底のための取り組みを行っています。

また、板橋区では3Rを実践して、ごみの減量を進めるため、「板橋かたつむり運動」として「かたつむりのおやくそく」をPRしています。

【かたつむりのおやくそく】

●かたづけじょうず

部屋を片付けましょう。何がどこにあるか把握することができ、余計なものを買わずに済みます。

●たいせつにつかう

ものを大切に使うことで、長く使用することができます。修理して使えるものは直して使いましょう。不用品は人に譲ったり、リサイクルショップなどを利用しましょう。

●つかいきる

シャンプーや歯磨き、食料品など、最後まで使い切りましょう。裏紙はメモとしても使用できます。

●むだにしない

安いからといって買いすぎないように注意し、必要なものを必要な分だけ買いましょう。食事を残さず食べるよう心がけましょう。買い物にはマイバッグ・マイふろしきを持参し、レジ袋を断りましょう。使い終わったものも、工夫すれば他の用途に使うことができます。

●りさいくる

使い終わったものやいらなくなったものを「資源」と「ごみ」に分別することで、資源として再生させることができます。再生品を購入すれば、リサイクルの環ができます。

しかし、区民にこれらの情報が必ずしも届いておらず、より一層地域に密着した普及啓発の取り組みが必要です。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

板橋かたつむり運動（3R）の積極的な展開や出前講座の充実等、さまざまな手法を組み合わせ、効果的な普及啓発を行っていく。

c 集団回収等、多様な回収方法とのバランスの考慮

板橋区では古紙類の集積所回収を実施している一方で、平成22年度の集団回収量は約17,182トンと、23区でも多い回収量となっています。平成22年度末現在での集団回収登録団体数は882団体で、集団回収は古紙リサイクルの主力といえます。

また、コミュニティ活動の活性化、資源リサイクルにおける民間活力の活用の観点か

らも、引き続き集団回収の維持・発展に取り組み、先の雑がみ回収においても集積所回収だけでなく、可能な限り集団回収を活用できるように検討していくべきです。

その際には、現在散見される集団回収に出された資源の持ち去り等に対する定期パトロールの強化にも力を注ぐ必要があります。

また、区民にはそれぞれ多様なライフスタイルがあるので、生活実態に応じたリサイクル活動が行えるように、集積所回収や拠点回収も並行して推進していくことも留意しなければなりません。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

地域活性化の観点からも、区民が参加しやすい環境整備や、地域の担い手を育成することにより、集団回収の維持・発展に取り組んでいく。

③ 販売店と連携した取り組み

ア 現状整理

a いたばしエコ・ショップ制度

板橋区では、ごみの減量や再生品の販売等に取り組んでいる事業者を、リサイクル推進事業者として認定する「いたばしエコ・ショップ制度」を実施しています。平成 23 年 7 月現在の認定店舗数は 118 店舗です。

b 区民のレジ袋自粛行動

区民へのアンケート調査では、38.5%の区民が買い物の際にレジ袋を「①ほとんど受け取らない」と回答し（図 20）、62.2%がマイバッグを利用していると回答しています（図 21）。これは、不要なレジ袋をもらわないといった行動はある程度定着していると解釈されるものの、アンケート調査に回答する区民は、比較的環境問題への意識が高いことに留意する必要があります。

図 20 買い物の際のレジ袋の受け取り

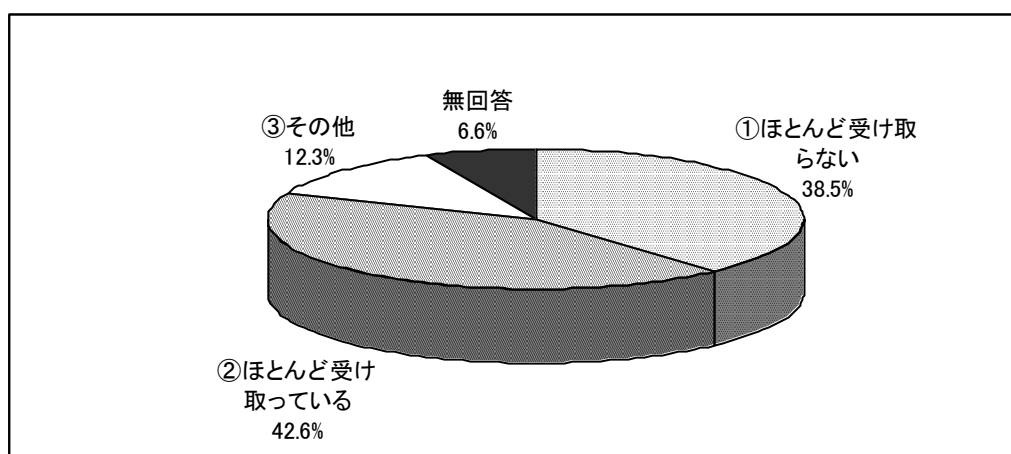
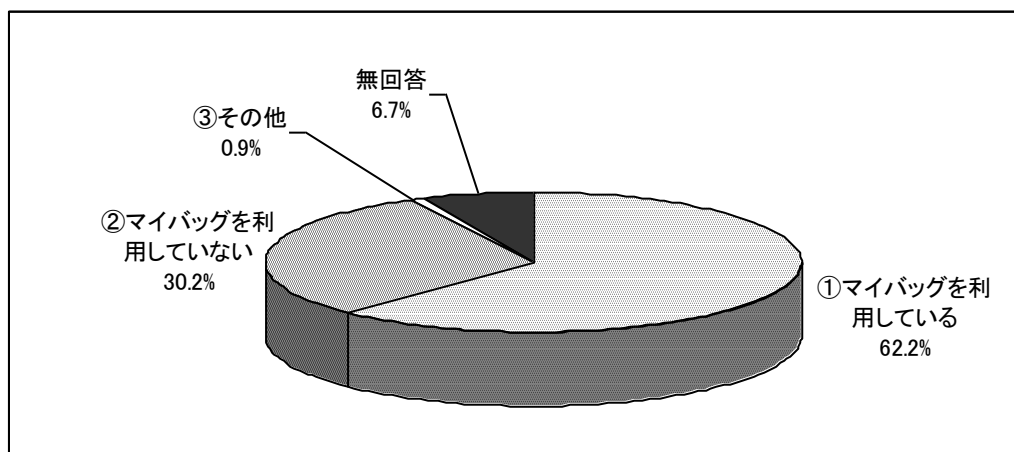


図 21 買い物の際のマイバッグの利用



イ 論点

ごみ減量を進めるためには、製造から流通・販売・消費・排出の各主体がしっかりと役割を果たす必要があります。特に販売段階はものの流れの上流部である事業者と区民との接点であり、両者が連携した取り組みをすることにより、以下のような効果が期待できます。

- ・ 流通・販売が変わる → 製造が変わる（上流部への波及）
- ・ 消費生活が変わる → ごみの排出行動が変わる（ごみ排出段階への波及）

当然、循環型社会は社会の「豊かさ」を否定するものではありませんので、協力する販売店や地域にとっても売り上げアップや地域活性化等の効果があることが、より望ましい姿です。以上を基本的な考え方として、他都市事例を参考に検討すべき取り組みを以下の4点に整理しました。

- a いたばしエコ・ショップ制度の強化
- b イベント等の展開
- c 店頭回収活用のPR
- d 商店街における取り組みの推進

ウ まとめ

a いたばしエコ・ショップ制度の強化

平成18年度の容器包装リサイクル法の改正をきっかけに、地方都市を中心にレジ袋有料化を地域協定の形で実施する取り組みが広がっています。また、店舗におけるレジ袋削減や過剰包装の抑制、環境配慮製品の取り扱い等をより一層推進するため、協定を締結した他都市事例もあります。板橋区においても、区民・事業者・行政が関わる形で地域協定（約束）を結ぶ等、三者が連携しつつ販売店の取り組みを強化していく方策について検討していくべきです。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

区民・事業者・行政の連携を密にして、販売店における板橋かたつむり運動（3R）の取り組みを強化していく。

b イベント等の展開

区民へのアンケート調査によると、板橋区の施策の認知度は「いたばしエコ・ショップ制度」が約17%であり、全般的に高くはありません。また、スーパーマーケット等の販売店でもマイバッグ持参やトレイやペットボトルの店頭回収等をPRしていますが、これを日常的に意識して協力している消費者は限定されると考えられます。

そこで、区内販売店と行政の協力によりイベント月間等の期間を設け、店頭やメディアを通じたPRを積極的に展開することにより、普段ごみに関心のない区民の意識付けのきっかけとなることが期待できます。区の広報等を普段読まない区民でも、買い物の機会があることから、このような取り組みの積極的な展開を検討していくべきです。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

区内販売店と協力して、多種多様な広報媒体の活用やイベント月間等の形で、積極的なPRを展開していく。

c 店頭回収活用のPR

現在、スーパーマーケットの多くはペットボトル・トレイ・牛乳パック等の店頭回収を実施しています。区民へのアンケート調査でも、トレイを店頭回収に出している区民は32.2%と、区の拠点回収1.9%を大きく上回っています。プラスチック製容器包装としてのトレイ等の分別収集の充実は別途進める必要がありますが、店頭回収についても積極的な利用が図られるよう、販売店とも協力して普及啓発を展開していくべきです。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

区内の資源回収量をより多くするために、店頭回収等の区が行う資源回収（行政回収）以外の方法の活用についても、積極的に普及啓発していく。

d 商店街における取り組みの推進

区内には多くの商店街があり、地域の買い物・サービスの拠点として多数の区民が利用しています。現在区では、「商店街リサイクル」として商店街から発生する段ボールのリサイクルを推進していますが、この他にも一部の商店街では民間レベルでペットボトルのキャップ（エコキャップ）の回収といったリサイクルの動きもあります。よって、板橋かたつむり運動（3R）の観点から、商店街単位で消費者に対してマイバッグの持参や資源・不要な容器類の回収等、各種取り組みを展開することも効果的な資源回収として有効と考えられます。

また、近年は商店街が比較的早く閉店する傾向があることから、仕事帰りの区民がマイバッグを持参して利用することが困難といった課題はありますが、地域活性化の観点からもモデル的なエコロジー商店街等の取り組みを検討していくべきです。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

地域活性化の観点からも商店街と協力して資源回収等、板橋かたつむり運動（3R）の取り組みを推進していく。

④ 地域単位・居住単位の取り組み

ア 現状整理

近年は少子高齢化や単身世帯化が進み、区民一人ひとりと地域との繋がりはますます希薄になっています。ごみ・資源の分別排出の徹底はもとより、生ごみの減量や買い物時のごみ減らし等、一人ひとりのライフスタイルに関わる活動の展開を図っていく上では、地域内の繋がりを活かしたコミュニティレベルでの活動を広げていくことが重要と考えられます。

イ 論点

上記の現状を踏まえ、「地域単位・グループ単位でのごみ減量活動の充実」と「単身アパート等の分別徹底対策」という2つの視点から検討を行いました。

ウ まとめ

a 地域単位・グループ単位でのごみ減量活動の充実

区の環境基本計画では、基本理念である「パートナーシップ（協働）」の考え方にに基づき、区が主体的に実施する環境施策以外で、区民や事業者が主体となって推進していく取り組みとして「協働プロジェクト」を位置づけています。「緑が豊かな街」プロジェクトの例では、定期的に区民が集まり、街を歩きながら身近な緑を地図に落とし込んだ「グリーンマップ」づくりが進められています。このような取り組みを参考に、「生ごみ減量」や「環境にやさしい買い物」等をテーマに、協働プロジェクトを展開することも有効と考えられます。

また、出前講座やリサイクルプラザでの活動に参加した区民を継続的にフォローアップして、活動を支援する仕組みづくり等も考えられます。このように、さまざまな切り口から草の根活動を活性化するための取り組みを検討していくべきです。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

草の根活動を活性化していくため、出前講座やリサイクルプラザ等の活動に参加した区民のフォローアップをしていく。

b 単身アパート等の分別徹底対策

特に単身者向け集合住宅等では、ごみの分別や資源リサイクル活動が滞る例が見られます。具体的な対応策としては、ふれあい指導の徹底や建物所有者・管理組合・自治会等の関係者との連携強化、リサイクル推進員との協力等をより一層推進するべきです。今後ますます進む少子高齢化や単身世帯の増加等、中長期的な社会動向を踏まえ、持続的な体制を整備していくことが望まれます。

なお、その際には関係者が必ずしもごみ問題に関心があるとは限らないので、積極的に情報提供を行っていく必要があります。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

ふれあい指導の徹底や、建物所有者・管理組合・自治会等の幅広い関係者との連携強化を図っていく。

⑤ 事業系ごみ対策

ア 現状整理

板橋区では、延べ床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書等の提出を義務づけ、事業系ごみの減量・資源化を推進しています。

一方、小規模事業者のごみ・資源の処理は図22のとおり事業者へのアンケート調査によると、「(4)板橋区オフィス・商店街リサイクルシステムの利用」が11.5%、「(5)民間のリサイクル業者に引渡し」が13.3%ですが、多くが区の収集に頼っていることが分かります。また、図23のとおり「今よりもっと減量やリサイクルができるかどうか」という問に対しては、29.4%の事業者が「①できると思う」と回答しており、ごみ減量の余地があると認識していてもごみ減量や資源分別が進んでいない現状が伺えます。

区では中小規模の事業者を対象に、「板橋区オフィスリサイクルシステム」や「商店街リサイクル」を推進しており、平成22年度には以下の実績を上げています。両事業は主に事業系古紙を対象としていますが、今後はその他の資源も含めてさらに中小規模事業所が製造から消費に至る一連の流れの中で、取り組みやすい環境整備を行っていくことが必要と考えられます。

- ・ オフィスリサイクル：参加事業所数 581 事業所、回収量 140 トン
- ・ 商店街リサイクル：参加事業所数 2,180 店舗（23 商店街）、回収量 204 トン

図22 資源・ごみの排出、処理方法（事業者）

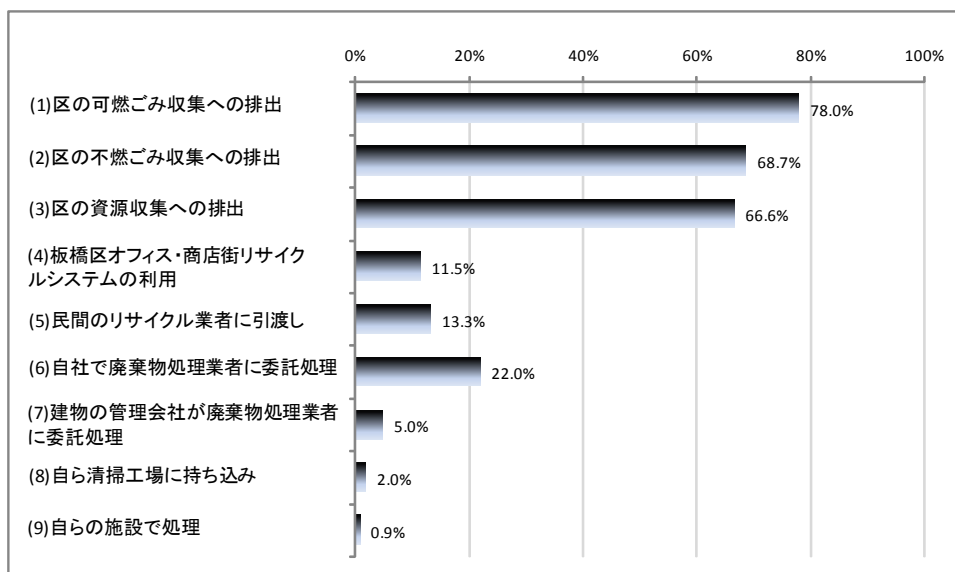
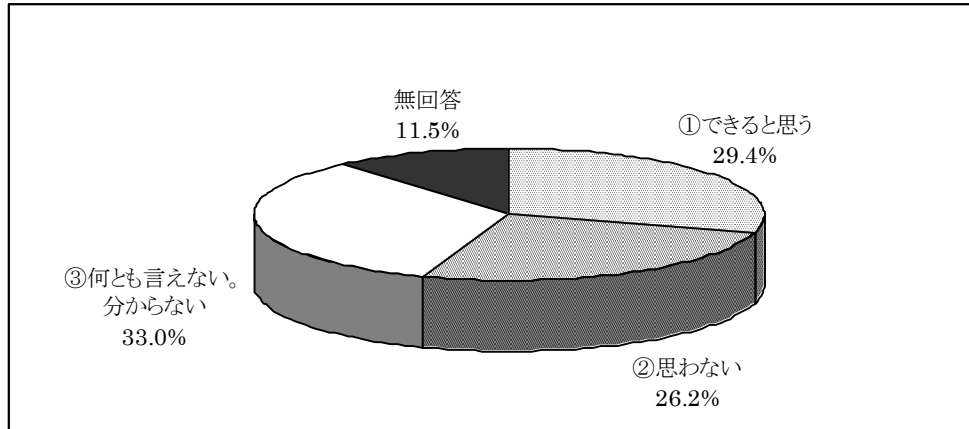


図 23 今よりもっと減量やリサイクルができるかどうか



イ 論点

上記の現状を踏まえ、「事業系ごみの排出基準の強化・指導の徹底」と「多様な資源回収ルート確保」という2つの視点から検討を行いました。

ウ まとめ

a 事業系ごみの排出基準の強化・指導の徹底

現在、小規模事業所の1日50kgまでのごみは、事業系シールを貼った上で集積所に出しても良いことになっています。他都市事例では、小規模事業所でもすべて許可業者収集を原則としている場合もあり、板橋区においても集積所への排出基準をより厳しくして事業者の自己処理責任を徹底することで、ごみ減量・資源化を進められるかを検討していくべきです。一方で、小規模事業所に対して、新たな支援策を講じていく必要があります。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

事業者の自己処理責任を徹底するため、排出基準の強化を図っていく。一方で、小規模事業者に対して、新たな支援策を講じていく。

b 多様な資源回収ルートの確保

現在区では、オフィスや商店街を対象としたリサイクルの取り組みを推進していますが、その対象は主に古紙類です。古紙やびん・缶といった資源は「専ら物」（もっぱら資源化に供されるもの）とされ、その回収に際しては特にごみ収集運搬業の許可は要しません。

一方、ペットボトルや発泡スチロール等のプラスチック系資源は、「産業廃棄物」に該当するため、その回収に際しては産業廃棄物についてごみ収集運搬業の許可が必要になり、小規模事業所単位では資源化ルートの構築が困難といった課題があります。区と産業廃棄物収集運搬業者との連携により、これらを回収するルートを構築できないか等について検討していくべきです。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

多様な資源回収ルート確保を図るため、オフィスリサイクルシステム及び商店街リサイクルの内容を充実させていく。

⑥ リサイクルプラザを拠点とした取り組み等

現在、リサイクルプラザでは不用品の販売や、区民の学習拠点としての活動が展開されています。前述したさまざまな施策の展開とともに、リサイクルプラザでも区民・事業者の活動拠点としての役割を、より一層充実していくことが望ましいと考えられます。

また、区内ではマイバッグ運動や生ごみ減量の取り組み等について、NPOや区民グループによる活動が展開されています。こうした活動を、さらに活性化させるための仕組みづくり（連絡会やネットワークづくり等）についても、検討していくべきです。

以上の点を踏まえ、今後の施策の方向を整理すると、下記のとおりになります。

【施策の方向】

リサイクルプラザを拠点とした取り組みを充実させるとともに、区民活動を活性化させるための仕組みづくりを模索していく。

5 おわりに

本中間報告では、現行計画の進捗状況・評価を踏まえた次期計画の主要課題を中心に、施策の方向について清掃・リサイクル部会での検討結果を示してきました。主要課題のうち、プラスチック・雑がみリサイクルの充実や事業系ごみ対策の推進は、ごみ減量及びリサイクル率の向上に大きく寄与する施策であり、これらの施策の組み合わせにより現行計画におけるリサイクル率等の目標達成も可能と考えられます。

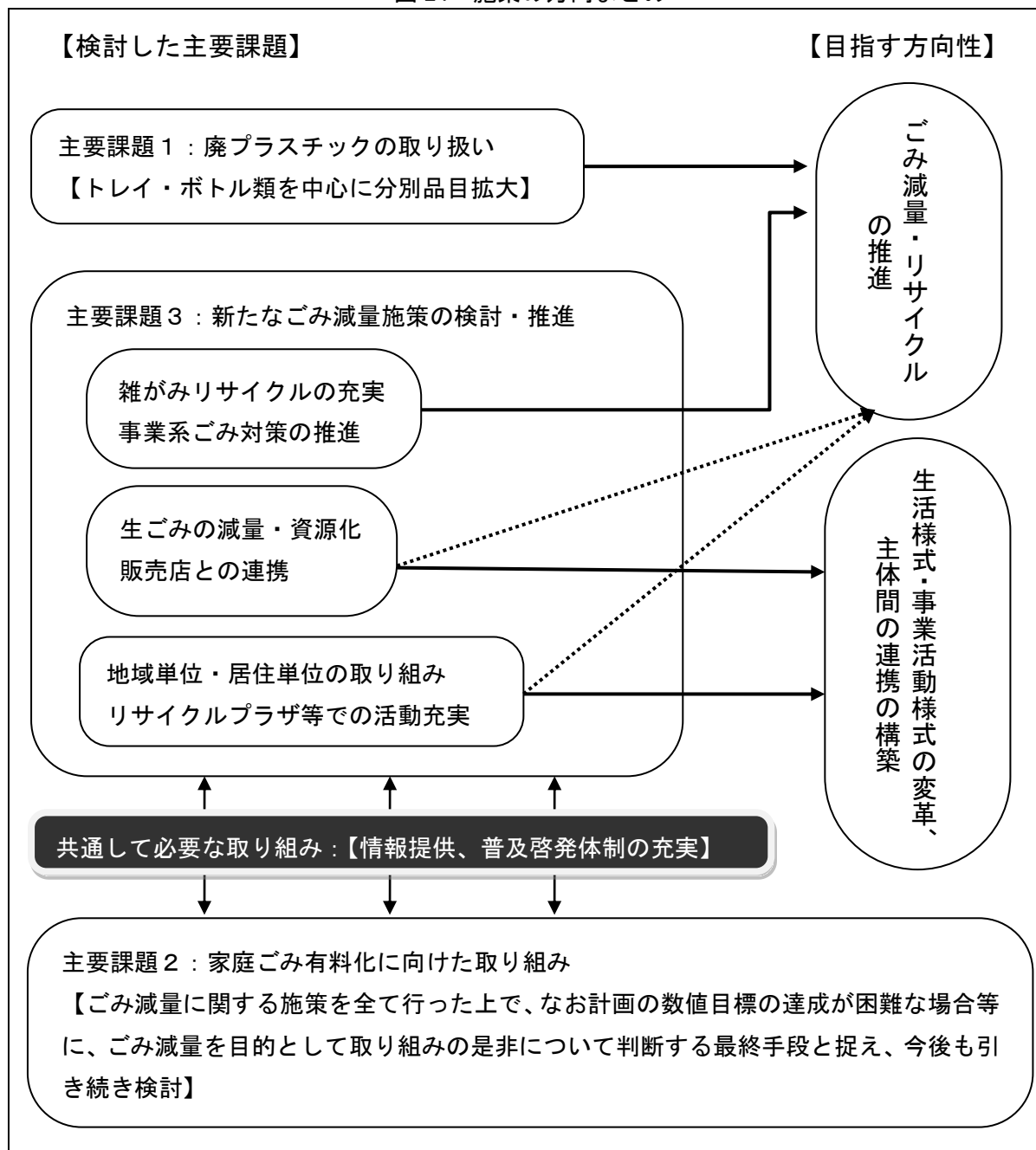
また、新たなごみ減量施策については、生ごみの減量・資源化や販売店との連携、地域単位・居住単位の取り組み等を取り上げましたが、これらはごみ減量やリサイクル効果もさることながら、区民の生活様式や事業者の事業活動様式の変革及び各主体間の連携を築くことにより、循環型社会づくりにも寄与する取り組みといえます。

家庭ごみ有料化については、まずは区民・事業者等への普及啓発を十分に行い、多様なリサイクル施策の拡大・推進を実施した後の最終手段といたしました。すべての取り組みに共通することは、区民や事業者等に対してあらゆる場面で、必要な情報を提供する普及啓発体制の充実が重要ということです。

以上の施策の方向をまとめたのが図 24 です。

今後はこの中間報告をもとに、総排出量の削減率等について新たな数値目標の設定や、計画の体系等について検討を行い、来年 2 月に答申を出す予定です。区民の皆様からいただいたご意見を踏まえた上での答申となり、次期「一般廃棄物処理基本計画」は、答申を受けて板橋区長が策定作業に入ることとなります。

図 24 施策の方向まとめ



6 参考資料

表 25 資源環境審議会及び清掃・リサイクル部会開催日時

日 時	議 事
第 1 回清掃・リサイクル部会 平成 23 年 5 月 20 日（金）	・ 現行計画の進捗状況について ・ 次期計画の主要課題について
第 2 回清掃・リサイクル部会 平成 23 年 6 月 17 日（金）	・ 次期計画における課題と施策の方向性 （家庭ごみ有料化に向けた取り組みについて、 廃プラスチックの取り扱いについて）
第 3 回清掃・リサイクル部会 平成 23 年 7 月 8 日（金）	・ 次期計画における課題と施策の方向性 （新たなごみ減量施策の検討・推進）
第 4 回清掃・リサイクル部会 平成 23 年 7 月 29 日（金）	・ 中間報告案について
第 35 回資源環境審議会 平成 23 年 10 月 12 日（水）	・ 中間報告案について

表 26 資源環境審議会委員名簿（平成 23 年 10 月 12 日現在）

	氏 名	団体名/役職名		氏 名	団体名/役職名
会長	大西 隆	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	委員※	鈴木 和貴	区民代表
副会長	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部名誉教授	委員※	内田 ユリ子	区民代表
委員※	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授	委員※	内野 徳宏	区民代表
委員※	石垣 智基	独立行政法人国立環境研究所主任研究員	委員	杉田 ひろし	板橋区議会議員
委員※	山口 邦代	板橋区町会連合会副会長	委員	川口 雅敏	板橋区議会議員
委員※	坂本 大太郎	板橋産業連合会副会長	委員	はぎわら洋一	板橋区議会議員
委員※	須藤 徹	板橋区商店街連合会副会長	委員	竹内 愛	板橋区議会議員
委員※	中尾 美佐男	東京商工会議所板橋支部建設副分科会長	委員	高橋 正憲	板橋区議会議員
委員※	皆川 三彦	板橋区資源リサイクル事業協同組合理事長	委員	加藤 庸之	環境省総合環境政策局環境計画課長
委員※	立石 清秀	東京あおば農業協同組合代表理事専務	委員※	今井 正美	東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長
委員※	手島 有哉子	板橋区婦人団体協議会ホームヘルプ部部长	委員	安井 賢光	板橋区副区長
委員※	小泉 雅義	東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部長			

※清掃・リサイクル部会委員